

ご案内

高齢者緊急通報システム・火災安全システム

ご利用下さい

【高齢者緊急通報システム】

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ(日中独居を含む)の世帯で、慢性疾患の発作等により、常時緊急な医療処置が必要となる危険がある方に専用機器を貸与し、在宅生活の安全を確保します。緊急時にボタンを押すと、必要に応じて救急車等が出勤します。

【高齢者火災安全システム】

65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみ(日中独居を含む)の世帯で、心身機能の低下等により防火の配慮が必要な方に専用機器を貸与・給付し、火災の防止や迅速な発見・消火を図ることにより、在宅生活の安全を確保します。

自動通報システムと単品給付の2通りがあります。自動通報システムは、火災の発生を感じて消防署に自動通報し、緊急車両が出動します。単品給付には、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器の3種類があります。ご利用にはほかに条件があります。また、ご利用にあたり費用を負担していただく場合があります。

改定のお知らせ

対象 事業系(事務所や仮設トイレ等)のし尿処理手数料  
新料金 36リットルにつき600円(現行300円)  
改定日 2009年4月1日  
日作業分から  
問 業務課 ☎722・2752

ごみ減量課

お知らせ

【生ごみ処理機等購入費補助金4万5000円(限度額)ぜひご利用下さい】  
10世帯以上のグループで申し込みの場合、各世帯に対して上限4万5000円の補助金を交付しています(乾燥式の生ごみ処理機は対象外となります)。  
また、グループでの申し込みをお考えの皆さんを対象に、補助金の制度や生ごみ処理機等についての説明会を開催します。

出張教育相談

- 12月2日(火) 堺市民センター
- 12月4日(木) 鶴川市民センター
- 12月9日(火) なるせ駅前市民センター
- 12月11日(木) 忠生市民センター
- 12月16日(火) 南市民センター

教育センターでは、毎月出張教育相談を行っています。不登校、非行、勉強や進路の悩み、親子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。

町田市認定農業者が83人になりました

10月14日、2008年度の認定農業者として先進的な農業を営む9人の方々に市長から「農業経営改善認定書」が授与されました。この制度は意欲的に農業経営

724・2146)までお問い合わせ下さい。  
し尿処理手数料  
改定のお知らせ  
対象 事業系(事務所や仮設トイレ等)のし尿処理手数料  
新料金 36リットルにつき600円(現行300円)  
改定日 2009年4月1日  
日作業分から  
問 業務課 ☎722・2752

ごみ減量課

【生ごみ処理機等購入費補助金4万5000円(限度額)ぜひご利用下さい】  
10世帯以上のグループで申し込みの場合、各世帯に対して上限4万5000円の補助金を交付しています(乾燥式の生ごみ処理機は対象外となります)。  
また、グループでの申し込みをお考えの皆さんを対象に、補助金の制度や生ごみ処理機等についての説明会を開催します。

ごみ減量課

お知らせ

【生ごみ処理機等購入費補助金4万5000円(限度額)ぜひご利用下さい】  
10世帯以上のグループで申し込みの場合、各世帯に対して上限4万5000円の補助金を交付しています(乾燥式の生ごみ処理機は対象外となります)。  
また、グループでの申し込みをお考えの皆さんを対象に、補助金の制度や生ごみ処理機等についての説明会を開催します。

【大型生ごみ処理機を無料で貸し出します】  
10戸以上で構成されている自治会・町内会・団地アパート等で、処理機の設置場所を無償で確保できる団体が対象です。

処理機の設置工事費、メンテナンス代、電気代はすべて市が負担します。利用する皆さんの費用負担はなく、各家庭から出る生ごみを24時間好きな時間に処理機に投入することが出来ます。また、申し込みを検討されている団体を対象に説明会を開催します。

ご覧下さい

町田市都市計画 都市再開発の方針の変更 住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る都市計画案を(縦覧)いただけます。

都市計画案

町田市都市計画 都市再開発の方針の変更 住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る都市計画案を(縦覧)いただけます。

町田市都市計画 都市再開発の方針の変更 住宅市街地の開発整備の方針の変更に係る都市計画案を(縦覧)いただけます。

市役所駐車場の休日一般開放は中止します

町田市役所本庁舎駐車場及び第2駐車場は、駐車場整備工事のため、次の期日は使用できません。  
期日 11月22日(土)、23日(祝)、24日(休)、29日(土)、30日(日)  
問 管財課 ☎724・2165

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

市役所駐車場の休日一般開放は中止します

町田市役所本庁舎駐車場及び第2駐車場は、駐車場整備工事のため、次の期日は使用できません。  
期日 11月22日(土)、23日(祝)、24日(休)、29日(土)、30日(日)  
問 管財課 ☎724・2165

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

縦覧時間 午前8時30分～午後5時  
縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(都庁第二本庁舎21階北側)・町田市都市計画課及び住宅課(市役所中町第三庁舎1階)  
意見書の提出先 12月12日まで(必着)に東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課(〒163・8001、新宿区西新宿2・8・1)へ。  
問 町田市都市計画課 ☎709・0561、町田市住宅課 ☎709・0579

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
第7回町田市景観懇談会	11月27日(木) 午前3時から	中町第三庁舎 3階第三会議室	5人 (申し込み順)	事前に電話でまちづくり推進課(☎709・0642)へ。
第5回町田市福祉のまちづくり総合推進条例部会	11月28日(金) 午後2時~4時(予定)	中町第三庁舎 3階第三会議室	10人 (申し込み順)	事前に福祉総務課(☎724・2133、☎724・1187)へ。
第4回町田市地域密着型サービス運営委員会	12月17日(水) 午後6時30分~8時	健康福祉会館 2階集団指導室	4人 (申し込み順)	事前に電話で高齢者福祉課(☎721・3136)へ。

【プログラムサービス(子ども会等活動支援事業)・2009年2月分】

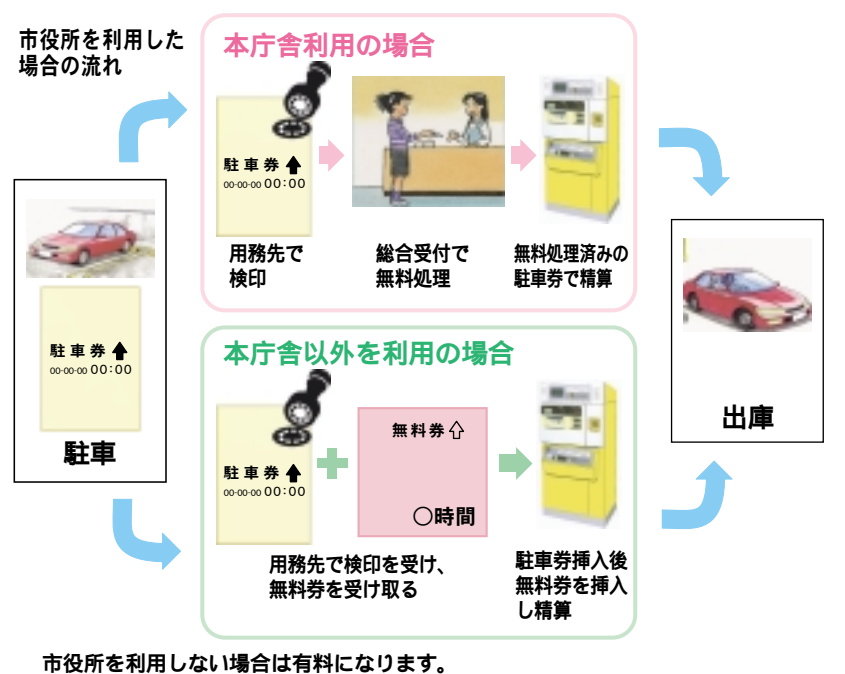
地域の子ども会や学校のクラブ等々の活動を、プログラム作りから当日の指導までお手伝いします。  
12月7日(日) 午前10時までにひなた村へおいで下さい。利用状況はお問い合わせ下さい。  
ひなた村は、第1・第3火曜日、祝日の翌日がお休みです。  
問 ひなた村 ☎722・573

【カリヨンホール・2009年6月分】

12月7日(日) 午前9時までに使用料金をおつりのないようお持ちになり、ひなた村においで下さい。  
希望日に主催事業が入っている場合がありますのでお問い合わせ下さい。  
同ホールでは金銭を徴収しません。

市役所の3つの駐車場の有料化します

12月5日(金)から、市役所本庁舎駐車場、第2駐車場、中町第三庁舎駐車場を、有料時間貸駐車場として民間業者が運営します。  
来庁者の方には、無料処理をして、これまでどおり無料でご利用できますが、一般利用者の方は、有料になります。  
市役所を利用しない場合は有料になります。



「ひとり親家庭のしおり」を刊行しました

ひとり親家庭の方々の負担を軽減する制度や事業の内容がより理解され、広くご利用いただけるよう、「町田市ひとり親家庭のしおり」を改訂し、11月中旬から無料で配布しています。  
問 子ども総務課 ☎724・2143